



神奈川施保連ニュース 第104号

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 広報部会



コロナに負けないよう頑張ろう

令和二年度 書面総会報告

令和2年度の定期総会を7月5日(日)に開催する予定でしたが、3月から新型コロナウイルス感染症防止のために会議場の使用制限等があり、中止せざるを得なくなり、書面による定期総会となりました。

定期総会議案

- 第1号議案 令和元年度活動報告
- 第2号議案 令和元年度決算報告(一般会計・特別会計・監査報告)
- 第3号議案 令和2年度活動計画(案)
- 第4号議案 令和2年度予算(案)(一般会計(案)・特別会計予算案)
- 第5号議案 専門部会設置細則改正し4部会とする。
- 第6号議案 令和2年度役員選任(案)副会長を4人制として組織活性化を狙い、部会・地域を担当制化した。

令和2年度活動計画の概要

- 1 各保護者(家族)会等における共通課題への取り組み
 - 知的障害のある人たちの高齢化・障害の重度化への対応・地域移行への対応、「65歳問題」への対応
 - 2 各保護者(家族)会等の活動に資する情報
 - 各保護者(家族)会の活動に資するため、各部会は理事会等の場において、情報提供を行う。
 - その情報提供を基に、各部会は、「神奈川施保連ニュース」「障害福祉に関するレポート」に反映させる。
 - 3 他の障害者団体との連携
 - 全施連・全施連関東ブロック協議会・神奈川県内の知的障害者関係団体との連携
 - 4 その他諸課題への取り組み
 - 組織固め・組織拡大、運営体制の強化、津久井やまゆり園家族会への支援を行う。
- 以上、神奈川施保連とし

て、知的障害者が安心・安全に暮らせるよう活動します。その他については、神奈川施保連ホームページでご覧になれます。上記のQRコードからホームページに入ることが出来ますのでご参照ください。

書面総会結果報告

神奈川施保連代議員による、書面審議の結果、代議員総数88名、承認する代議員73名(83%)となり、定期総会の全ての議案は原案通り承認されました。以上、報告いたします。

要望書の提出

高知県の施設あじさい園でのコロナクラスター発生を受けて、神奈川県にコロナ対策に関する要望書を緊急に提出することになり、会長及び副会長で協議を行い、2ページに掲載した内容の要望書を提出いたしました。

障害を持つ人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内 TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426

頑張れ!
あじさい園

同じ仲間として
応援してます

神奈川県知的障害者
施設保護者会連合会一同

神奈川県に要望書を提出

高知県の施設におけるクラスター発生に伴って緊急に神奈川県保連としてその対策について緊急に要望書提出しました。

8月19日大矢会長が神奈川県庁を訪れ、黒岩県知事宛の要望書を提出しました。

要望書の内容

残暑の候、貴県ますますご盛栄のことと存じます。

日頃は私ども神奈川県知的障害者施設保護者会連合会の活動にご理解、ご教導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件、未だ感染拡大に終息の目途が見られない状況下にあります。

去る8月16日付け高知新聞によりますと、高知県の障害者支援施設におきまして12名の感染が確認されたとの記事が紹介されています。

障害者施設も高齢者施設と同様に、一たびクラスター化が起きますと対応が非常に厳しい現実があります。

神奈川県下の施設においても限られた人数の中で、日々支援職員も感染予防に最大限努めているところです。

つきましては障害者（施設職員含む）の体調変化が見られた場合には、早急に、受診とPCR検査が受けられるよう、体制を構築して頂きたい対応を要望するものです。

正副会長会報告

コロナ渦の影響で、2月以来、神奈川県保連関連の会議・講演会・学習会等は開催できず、令和2年度の総会も書面による会議に変更いたしました。

8月に入ってから、東京都・神奈川県の新規感染者が増え続

けており、収束の気配が見えません。

神奈川県保連として今後の活動がこのままでは停滞してしまいますので、今後の活動について、正副会長の会合を急遽8月5日に愛名やまゆり園で開催、以下のように決定しました。

1. 当面の神奈川県保連活動を決定するに当たって、各家族会の現状の活動状況（家族会の開催状況・帰宅等）に関するアンケート調査を行い、コロナ対策に関して行政等への要望事項等を集約して提出する、等の活動方針を決定する。

尚、要望書等の提出については他団体と連携も可能な限り視野に入れる。

2. 各家族会が開催できていない状況の中で、講演会・学習会の開催に関して周知が困難であり、参加者数は定員の半数までという規定もあり、その他参加者の個人情報（住所・電話番号・年齢・当日の体温等）を予め届ける必要があるなど、利用するた

めの数々の制約があり、開催は極めて困難であるので、3月までの学習会・講演会・は中止とする。

3. 理事会開催も現在の確保してある会議室は使用人数制限から開催が不可能であることから、以後の理事会は書面による理事会とする。

なお、令和3年度に関しては開催できる会議室を当面確保しておく。

4. その他、情報提供についてはレポート等を適宜発行していきたい。

以上

編集後記

コロナ渦により、保護者会（家族会）で行事の中止、面会や帰宅の制限等不安と不便を感じ、大きなストレスになっていると思います。

障害者施設に感染が広がらないようお願い、一日も早く安全・安心に暮らせるよう祈らずにはいられません。

広報部会 山本 武